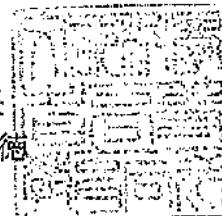


学年次後

2文科高第140号
令和2年4月30日

各 国 公 私 立 大 学 長 殿

文部科学省高等教育局長
伯井美徳



(印影印刷)

令和2年度の教育関係共同利用拠点の公募について（通知）

教育関係共同利用拠点制度については、平成21年の学校教育法施行規則の改正等により設けられていますが、この度、標記のことについて、別添「令和2年度の教育関係共同利用拠点の公募について」により行うこととしましたので、お知らせします。

については、本拠点の認定を希望される場合は、本制度の趣旨等にも十分御留意の上、別添に基づき、必要な調書等を作成し申請されるようお願いします。



令和2年度 教育関係共同利用拠点の公募について

1. 制度の趣旨

多様化する社会と学生のニーズに応えるべく、各大学において、それぞれの教育理念に基づいて機能別分化を図り、個性化・特色化を進めながら教育研究活動を展開していくことが重要です。

質の高い教育を提供していくためには、個々の大学の取組だけでは限界があるため、他大学との連携を強化し、各大学の有する人的・物的資源の共同利用等の有効活用を推進することにより、大学教育全体として多様かつ高度な教育を展開していくことが必要不可欠です。

このため、学校教育法施行規則及び教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程に基づき、教育関係共同利用拠点の認定を行うこととしています。

2. 公募する拠点施設

(1) 拠点施設の種類

「教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程」（平成二十一年文部科学省告示第百五十五号。以下「告示」という。）に定める基準を満たす施設のうち、以下の拠点施設について公募します。

- ① 留学生支援施設
- ② 大学の職員（教員を含む。以下同じ。）の組織的な研修等の実施機関
- ③ 練習船
- ④ 演習林等
- ⑤ 農場
- ⑥ 臨海・臨湖実験所
- ⑦ 水産実験所

(2) 各拠点施設の定義

公募する各拠点施設を、以下のように定義します。

① 留学生支援施設

留学生支援施設は、大学が設置する日本語教育センターとします。日本語教育センターは、外国人留学生の教育のための施設であり、主に日本語教育を行うことを目的とするものを指します。

② 大学の職員の組織的な研修等の実施機関

大学が、大学設置基準第25条の3にいう大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（以下「FD」という。）を実施する場合、又は同第42条の3にいう大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第25条の3に規定する研修に該当するものを除く。）¹（以下「SD」という。）を実施する場

¹ 詳細については、平成28年3月31日付高等教育局長通知「大学設置基準等の一部を改正する省令の公布について(通知)」も参照すること。

合において、当該研修及び研究の実施又は支援等を行う施設を指します。なお、大学の職員の組織的な研修等の実施機関は、大学内の組織及びその機能を指すものであって、特定の建物、設備等を指すものではありません。

③ 練習船

総トン数 20 トン以上の船舶で、大学が教育活動に利用することを目的として保有するものを指します。

④ 演習林等

大学が林学に関する学科を設置する場合において、当該学科の教育研究に必要な施設として設置されている大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）に規定された附属施設（演習林）又は大学が行う生物学等の教育研究に必要な附属施設として山林地域に設置されている演習林若しくは演習林類似の施設等を指します。

⑤ 農場

大学が農学に関する学部を設置する場合において、当該学部の教育研究に必要な施設として設置されている大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）に規定された附属施設（農場）を指します。

⑥ 臨海・臨湖実験所

大学が行う基礎生物学及びその関連分野の教育研究に必要な附属施設として、臨海・臨湖地域に設置されているものを指します。

⑦ 水産実験所

大学が水産増殖に関する学科を設置する場合において、当該学科の教育研究に必要な施設として設置されている大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）に規定された附属施設を指します。

(3) 申請対象となる拠点施設

令和 2 年度の公募においては、告示に定める基準のほか、それぞれの特性に鑑み、以下の要件を満たす大学における拠点施設を対象とします。

① 留学生支援施設

- 運営上の責任体制が規程等により明確となっていること。
- 設置大学以外の留学生を広く対象とした教育を実施し、利用に当たって、他大学の留学生が不利益を被らないこと。
- 特定の国のみからの留学生に限定することなく、多様な出身国の留学生が利用できること。
- 体系的な教育課程が整備され、課程の修了基準、授業計画、成績評価の基準等が学生に対して明示されていること。
- 留学生数に応じた職員の数が確保されていること。
- 設置大学及び共同利用大学が外国人留学生の募集活動、入学予定者への事前教育を行う際、センターの機能を生かした活動を行っていること。

② 大学の職員の組織的な研修等の実施機関

- FD 又は SD のいずれか、若しくは双方に関する取組を行っている機関であること。また、FD 又は SD に関する資源・体制を有しており、活動実績や利用実績が認められること。さらに、活動が特定の地域に留まらず広域的な広がりをもって展開されたものであり、全国・各地域の拠点としてふさわしい質を保証できる先進的な取組を行い、当該取組を段階的に発展させることができる機関であること。
- FD の取組を行う機関は、以下 i) ~ v) のいずれかに該当する体系的な研修カリキュラム・研修教材の開発及び研修会の実施の取組に関する実績を有するとともに、設置大学及び他大学において、授業・成績評価の内容及び方法の改善ツール・コンテンツの発掘・開発を行ってきた実績があること。
 - i) 教員として必須の基礎的・共通的（授業設計、授業運営、学生指導及び研究倫理教育等）なことに関する内容
 - ii) キャリア段階別（採用直後の教員、昇任者、部局長及び執行部向け等）に必要な内容
 - iii) 学問の分野や領域別に必要となる内容
 - iv) 教育プログラムの領域別（初年次教育、キャリア教育等）に必要な内容
 - v) 大学院生へのプレ FD に関する内容
- また、i) ~ v) は、全国・各地域の大学教育の質の向上に資する取組であるとともに、より多くの大学で活用できる、学生の状況に応じた取組であること。
なお、i) ~ iv) は企業等での実務経験を有する教員を対象とすることも考えられる。
ただし、各取組において例示された内容について、全てを実施することを求めるものではない。
- SD (上記 FD の取組を除く) の取組を行う機関は、事務職員等について以下 i) ~ iii) のいずれかに該当する研修カリキュラム・研修教材の開発及び研修会の実施の取組に関する実績を有すること。
 - i) 職員として必須の基礎的・共通的（経営管理・財務、教学支援、企画力及びコミュニケーション力等）なことに関する内容
 - ii) キャリア段階別（採用直後の職員、昇格者及び管理職向け等）に必要な内容
 - iii) 専門的職員の分野別（インスティトゥーショナル・リサーチャー、アドミッション・オフィサー、カリキュラム・コーディネーター、リサーチ・アドミニストレーター及び産官学連携コーディネーター等）に関する内容
- なお、i) ~ iii) は、全国・各地域の大学教育の質の向上に資する取組であり、より多くの大学で活用できる質の高い取組であること。
ただし、各取組において例示された内容について、全てを実施することを求めるものではない。
- 認定期間中の取組の成果指標を明確に設定し、利用者以外の職員や利用大学の評価、利用教員における授業の内容及び方法の改善状況等に基づいた客観的な成果分析を計画・実施していること。また、利用大学における学生の学修成果等に基づいた客観的な成果分析を収集し、取組の改善を図っていること。
- FD 又は SD に関する指導又は相談等の経験を持ち、専門性を備えた担当者が専任で配置されていること等、取組が円滑に行われるような人員配置がなされていること。
- FD 又は SD に関する調査研究並びに情報の収集、整理及び提供を行い、他大学の職員等からの相談に対し、適切な対応が可能のこと。その際、成功した、又は課題を残

した FD・SD の事例など各大学が真に役立つ、様々な事例を収集し、提供していること。

- 他大学の求めに応じ、講師を派遣するのみならず、設置大学及び他大学において、FD 又は SD の取組の積極的な普及に努めていること。とりわけ FD において、教育評価の手法・ツールの開発等、各大学において FD を普及・定着させる観点から必要と考えられる取組を行っていること。
- FD 又は SD の取組に関し、FD 又は SD の専門家の養成・研修や教育課程の専門スタッフの養成・研修に関する取組が含まれていることが望ましい。

③ 練習船

- 原則として単位認定を伴う、教育課程上の乗船実習を提供すること。なお、当該施設を用いた乗船実習を授業科目の一部分として実施し、単位認定を伴う場合も含まれる。
- 乗船実習の提供に当たり、その運用上の責任体制が規程等により明確となっていること。
- 乗船実習の提供に当たっては、練習船を保有する大学（以下「保有大学」という。）以外の学生のみが乗船し単独で航海する形態（単独航海）、保有大学の学生と他大学の学生とが共に乗船し航海する形態（混乗航海）のいずれでも差し支えないが、原則として、乗船実習における教育は保有大学の乗組員等が行い、保有大学が安全管理上の責任を負うこと。
- 他大学の学生の利用に関しては、提供される教育内容が保有大学の学生に提供されるものと同等及び同質の条件であるなど、保有大学の学生と比較して不利益を生じさせるものでないこと。
- 共同利用に供する日数が、運航可能な日数に比して相当の割合であること。原則として、運航可能日数の 2 割以上程度の共同利用が見込まれること。

④ 演習林等

- 原則として単位認定を伴う、教育課程上の演習林等での実習を提供すること。なお、当該施設における演習林等での実習を授業科目の一部分として実施し、単位認定を伴う場合も含まれる。
- 実習の提供に当たり、その運営上の責任体制が規程等により明確となっていること。
- 実習の提供に当たっては、演習林等を保有する大学（以下「保有大学」という。）以外の学生のみが単独で利用する形態、保有大学の学生と他大学の学生とが共に利用する形態のいずれでも差し支えないが、原則として、演習林等での実習における教育は保有大学の教員等が行い、保有大学が安全管理上の責任を負うこと。
- 他大学の学生の利用に関しては、提供される教育内容が保有大学の学生と同等及び同質の条件であるなど、保有大学の学生と比較して不利益を生じさせるものでないこと。
- 著しく不便な地域に申請施設が位置する場合には、利便性の観点から、交通手段等の確保に関して保有大学が必要な配慮等を行うこと。

⑤ 農場

- 原則として単位認定を伴う、教育課程上の農場での実習を提供すること。なお、当該施設における農場での実習を授業科目の一部分として実施し、単位認定を伴う場合も含まれる。
- 実習の提供に当たり、その運用上の責任体制が規程等により明確となっていること。
- 実習の提供に当たっては、農場を保有する大学（以下「保有大学」という。）以外の学生のみが単独で利用する形態、保有大学の学生と他大学の学生とが共に利用する形態のいずれでも差し支えないが、原則として、農場での実習における教育は保有大学の教員等が行い、保有大学が安全管理上の責任を負うこと。
- 他大学の学生の利用に関しては、提供される教育内容が保有大学の学生と同等及び同質の条件であるなど、保有大学の学生と比較して不利益を生じさせるものでないこと。
- 著しく不便な地域に申請施設が位置する場合には、利便性の観点から、交通手段等の確保に関して保有大学が必要な配慮等を行うこと。

⑥ 臨海・臨湖実験所

- 原則として単位認定を伴う、教育課程上の実習を提供すること。なお、臨海・臨湖実験所における実習を授業科目の一部分として実施し、単位認定を伴う場合も含まれる。
- 実習の提供に当たり、その運用上の責任体制が規程等により明確となっていること。
- 実習の提供に当たっては、臨海・臨湖実験所を保有する大学（以下「保有大学」という。）以外の学生のみが単独で利用する形態、保有大学の学生と他大学の学生とが共に利用する形態のいずれでも差し支えないが、原則として、臨海・臨湖実験所での実習における教育は保有大学の教員等が行い、保有大学が安全管理上の責任を負うこと。
- 他大学の学生の利用に関しては、提供される教育内容が、保有大学の学生と同等及び同質の条件であるなど、保有大学の学生と比較して不利益を生じさせるものでないこと。
- 著しく不便な地域に申請施設が位置する場合には、利便性の観点から、交通手段等の確保に関して保有大学が必要な配慮等を行うこと。

⑦ 水産実験所

- 原則として単位認定を伴う、教育課程上の実習を提供すること。なお、水産実験所における実習を授業科目の一部分として実施し、単位認定を伴う場合も含まれる。
- 実習の提供に当たり、その運用上の責任体制が規程等により明確となっていること。
- 実習の提供に当たっては、水産実験所を保有する大学（以下「保有大学」という。）以外の学生のみが単独で利用する形態、保有大学の学生と他大学の学生とが共に利用する形態のいずれでも差し支えないが、原則として、水産実験所での実習における教育は保有大学の教員等が行い、保有大学が安全管理上の責任を負うこと。
- 他大学の学生の利用に関しては、提供される教育内容が、保有大学の学生と同等及び同質の条件であるなど、保有大学の学生と比較して不利益を生じさせるものでないこと。

いこと。

- 著しく不便な地域に申請施設が位置する場合には、利便性の観点から、交通手段等の確保に関して保有大学が必要な配慮等を行うこと。

3. 認定方法等

(1) 審査手順

教育関係共同利用拠点の認定のための審査は、教育関係共同利用拠点の認定等に関する有識者会議及び当該有識者会議の下に開催される専門部会（以下「有識者会議等」という。）にて行います。

審査は、提出された申請書等による「書面審査」及び必要に応じて「面接審査」で行い、審議を尽くした上で総合評価を行い、認定候補拠点を決定します。文部科学省は、有識者会議等の決定を十分尊重し、認定拠点を決定します。

<今後のスケジュール（予定）>

令和2年6月下旬～7月上旬 有識者会議等での審議

令和2年7月中旬 文部科学大臣の認定

(2) 有識者会議等による意見

認定に当たっては、有識者会議等の審議等を踏まえ、留意事項として事業計画の改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すか、もしくはその両方を行うことがあります。

(3) 認定の有効期間

最大5年間のうち、認定審査を踏まえ決定します。

4. 拠点活動の実施

(1) 認定された拠点施設は、計画の実施に当たっては、3. (2) に記載した有識者会議等による計画の改善のための意見等を踏まえて実施するよう留意してください。

(2) 大学の職員の組織的な研修等の実施機関について

- 大学の職員の組織的な研修等の実施機関は、大学の職員の組織的な研修等に関する課題の抽出等について、必要に応じ、文部科学省への協力を御願いします。

(3) 評価等

認定期間中に有識者会議等によるフォローアップ活動を実施する予定です。これらのフォローアップ活動の結果を受けて、拠点活動の目的、目標の達成が困難又は不可能と判断された場合は、認定を取り消す場合があります。

5. 申請

(1) 事前相談

申請を希望する大学は、「6. 問合せ先」の担当部局と訪問日程等を調整の上、必ず事前相談を行ってください。事前相談の受付期間は、公募通知日から令和2年5月22日（金）までとします。

(2) 申請書等

別添2「教育関係共同利用拠点 申請書記入要領」に基づき、本公募通知の内容を十分に踏まえて所定の申請書等を作成し、学長から文部科学大臣宛に申請してください。

(3) 提出方法

申請書等を、令和2年5月25日（月）～29日（金）の期間内に届くよう郵送してください（持込みは認めません）。申請書は関係書類等を同封の上、原本1部、コピー20部（計21部）、CD-R(W)（申請書等の電子媒体ファイル）1枚をご用意いただき、封筒に「教育関係共同利用拠点 申請書等在中」と朱書きの上、配達が証明できる方法（小包、簡易書留、宅配便等）で余裕をもって発送し、上記提出期間内に必ず着くようにしてください。

【提出先】〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 高等教育局 大学振興課 大学改革推進室 学務係

(4) 留意事項

- ① 提出された申請書等については、本公募通知に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認めません。
- ② 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査の対象外となります。
- ③ 提出された申請書等は返還いたしませんので、各大学において控えを保管するようにしてください。
- ④ 申請書等は、文部科学省において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の要請その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守します。詳しくは文部科学省 WEB サイト (http://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm) を御覧ください。
- ⑤ 事前相談及び面接審査については、必要に応じてオンラインその他の手法により、行うことができることいたします。

6. 問合せ先

《制度全般、認定スケジュールについて》

文部科学省 高等教育局 大学振興課 大学改革推進室 学務係

電話：03-5253-4111（内線3334） E-mail：daikaika@mext.go.jp

《留学生関連施設について》

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課 留学生交流室 留学交流支援係

電話：03-5253-4111（内線3028） E-mail：ryuugaku@mext.go.jp

《大学の職員の組織的な研修等の実施機関について》

文部科学省 高等教育局 大学振興課 大学改革推進室 学務係

電話：03-5253-4111（内線 3334） E-mail：daikaika@mext.go.jp

《練習船、演習林等、農場、臨海・臨湖実験所、水産実験所について》

文部科学省 高等教育局 専門教育課 教育振興係

電話：03-5253-4111（内線 3058） E-mail：senmon@mext.go.jp

教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程

〔平成二十一年八月二十日〕
〔文部科学省告示第百五十五号〕

(趣旨)

第一条 学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第百四十三条の二第二項の規定に基づく教育関係共同利用拠点の認定その他の教育関係共同利用拠点に関する事項については、この規程の定めるところによる。

(認定の基準)

第二条 規則第百四十三条の二第二項に規定する教育関係共同利用拠点（以下「拠点」という。）の認定の基準は次のとおりとする。

- 一 学生に対する教育、学生の修学等の支援、教育内容及び方法の改善その他大学における教育に係る機能を有する施設であって、大学教育の充実に特に資すると認められるものであること。
- 二 拠点の認定を受けようとする施設（以下「申請施設」という。）が、他の大学の利用に供するものとして大学の学則その他これに準ずるものに記載されていること。
- 三 申請施設の運営について権限を有する者の諮問に応じ、共同利用の実施に関する重要事項について審議する機関として、次に掲げる委員で組織する委員会（この条及び次条において「運営委員会」という。）を置き、イの委員の数が運営委員会の委員の総数の二分の一以下であること。

イ 当該申請施設の職員

- ロ 当該共同利用に係る事項に関し学識経験を有する者
- ハ その他申請施設の運営について権限を有する者が必要と認める者

四 申請施設を利用する大学を広く募集することであること。

五 申請施設の種類等に応じ、共同利用に必要な設備及び資料等を備えていること。

六 申請施設を利用する大学に対し、申請設備の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うための必要な体制を備えていること。

七 申請施設の利用の方法及び条件、利用可能な設備及び資料等の状況、申請施設における教育の成果その他の共同利用に関する情報の提供を広く行うものであること。

八 申請施設の種類等に応じ相当数の大学の利用が見込まれること。

(認定の申請)

第三条 申請施設を置く大学の学長は、申請書に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 拠点の認定を受ける趣旨及び必要性を説明する書類
- 二 学則その他これに準ずるもので申請施設の位置付けを記載しているもの
- 三 申請施設の名称、目的、所在地その他の概要を説明する書類
- 四 運営委員会の規則及び名簿
- 五 申請施設を利用する大学の募集及び決定の方法を説明する書類
- 六 申請施設の設備及び資料等の状況を説明する書類
- 七 申請施設を利用する大学に対する支援の体制を説明する書類
- 八 申請施設に関する情報提供の内容及び方法を説明する書類
- 九 その他第二条に規定する基準に適合することを説明する書類

(認定の手続)

第四条 文部科学大臣は、前条の申請があった場合には、当該申請に係る認定をするかどうかを

決定し、当該申請をした大学の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。

2 文部科学大臣は、前項の認定を行う場合において、その有効期間を定めるものとする。

(変更及び廃止等の届出)

第五条 拠点の認定を受けた施設を置く大学の学長（以下「学長」という。）は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。

一 当該施設の名称、目的又は所在地を変更しようとするとき。

二 当該施設を廃止しようとするとき。

三 当該施設を共同利用に供することをやめようとするとき。

(文部科学大臣への報告等)

第六条 学長は、毎年度、当該年度における共同利用の実施計画を定め、当該年度の開始前に、文部科学大臣に提出するものとする。

2 学長は、毎年度終了後三月以内に、当該年度における共同利用の実施状況を取りまとめ、文部科学大臣に提出するものとする。

(認定の取消し)

第七条 文部科学大臣は、拠点が第二条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき又は第五条第二号若しくは第三号の届出を受けたときは、認定を取り消すことができる。

(認定等の公表)

第八条 文部科学大臣は、拠点の認定をし、又はこれを取り消したときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公表するものとする。

教育関係共同利用拠点 申請書記入要領

一. 共通留意事項

- ・申請書はすべて日本産業規格A4版で作成して下さい。
- ・文字の大きさは9pt~12pt程度で作成して下さい。
- ・誤記入があった場合は改めて作成して下さい。(訂正印、修正液は使用しないで下さい。)
- ・作成にあたって、文字数の超過等により、不自然な墨線のずれや改行等が生じた場合は、読みやすい形で適宜修正を施し作成して下さい。
- ・様式にあらかじめ※記号で入っている留意事項及び記載上の留意点は削除して作成して下さい。

二. 申請書

- ・「大学の職員の組織的な研修等の実施機関」については別添3の申請書を使用し、「大学の職員の組織的な研修等の実施機関」以外については別添2の申請書を使用してください。
- ・「申請者」欄は、学長の氏名を記入して下さい。
- ・「拠点の名称」欄は、拠点の名称を記入して下さい。(例:○○○拠点)
- ・「大学の職員の組織的な研修等の実施機関」以外の拠点について、「申請拠点の種類」欄は、該当する申請の番号部分に○をつけて下さい。なお、一つの申請では一種類のみとさせていただきますので、二以上の施設の種類で申請をする場合は、それぞれに申請書を作成して下さい。

1. 教育関係共同利用拠点の全体概要

- ・「共同利用拠点としての認定を受ける趣旨及び必要性」欄は、申請施設の種類に応じ、申請様式に※記号で入っている留意事項及び記載上の留意点にしたがって記載してください。
- ・利用実績については「申請施設におけるこれまでの主な利用実績【別紙1】」に追記して下さい。

2. 申請施設の概要

- ・申請施設におけるこれまでの主な利用実績を、【別紙1】に3年分(平成29年度~令和元年度)、再認定の場合は認定期間中の主な利用実績について、記入して下さい。
- ・学則その他大学の内規で申請施設の設置を規定しているものの写しを添付して下さい。新設される拠点で学則等の規程が未整備の場合、今後整備する学内規定における位置付け、改訂の見通し等、内容のわかるものを提出して下さい。
- ・その際、運営上の責任体制に関する部分については、傍線を引く等して明示するようにして下さい。
- ・人員を記入する表は、令和2年5月1日現在の現員数を記入して下さい。なお、専任職員数を上段に記入し、兼担職員や非常勤職員等については、下段に()書きで、外数で記入して下さい。また、今後、拠点化にあたり、学内措置等により、申請施設における人員の拡充等を予定している場合は、その旨がわかるように記載して下さい。
- ・経費に関する資料として、
 - ① 申請施設の運営に関する経費の概要が分かる資料を添付して下さい。その際、文部科学省からの補助金等を使用している場合や利用者・利用大学等から費用の徴収を行っている場合は、併せて明記して下さい。

- ② 利用者・利用大学等から費用の徴収を行う場合は、料金に関する規程等がわかるものを添付して下さい。

3. 教育関係共同利用の状況

- ・「(1) 運営委員会の状況」については、設置規則及び委員名簿を別途添付して下さい。
- ・「(2) 教育関係共同利用の公募方法」欄は、教育関係共同利用拠点としての公募・採択方法を記入して下さい。なお、採択を審議する組織の設置規則（案）及び委員名簿（案）を別途添付して下さい。

※「日本語教育センター」の申請については、設置大学以外の留学生が広く対象となり、利用に当たって不利となることがないかについても記入願います。

※「練習船」、「演習林等」、「農場」、「臨海・臨湖実験所及び水産実験所」の申請については、他大学の学生も同等・同質の条件での利用が可能かについて記入願います。

- ・「(3) 教育関係共同利用に供する施設、設備及び資料等の状況」を、【別紙2】に、整備状況を記入して下さい。また、今後整備する予定の施設・設備及び資料（学術資料・データベース等）等については、その整備計画が明確になるよう記入して下さい。

また、全体の規模等を把握する観点から、通常の利用状況についても併せて記載して下さい。

- ・「(4) 共同利用する大学や利用者に対する支援体制」欄は、申請施設の種類に応じ、申請様式に※記号で入っている留意事項及び記入例にしたがって記載してください。

- ・「(5) 教育関係共同利用に関する情報提供・情報発信」欄は、他大学に対する参加の方法、利用可能な施設、設備及び資料等の状況等の情報の提供方法について記入して下さい。

- ・「(6) 単年度又は複数年度の教育関係共同利用への利用見込み大学、利用見込み者数等」（別添3の申請書では「(6) 単年度又は複数年度の教育関係共同利用の計画、共同利用への利用見込み大学、利用見込み者数等」）欄は、共同利用が見込まれる大学及び対象者の数を記入して下さい。その際、見込まれる利用者数約〇〇人（延べ約〇〇〇人・日）というように、見込まれる実人数と延べ人数、それらの根拠を記載して下さい。

また、申請施設の種類に応じ、申請様式に※記号で入っている留意事項及び記入例にしたがって記載してください。

4. その他

- ・拠点認定の継続を希望する施設のみ本欄を記載下さい。
- ・前回拠点認定時の通知に記載された「特記事項」を記載し、それに対する本申請時までの「取組内容」を記載下さい。

教育関係共同利用拠点（留学生支援施設、練習船、演習林等、農場、
臨海・臨湖実験所、水産実験所）申請書

大 学 名			
申 請 者	学 長 名		
	本部所在地	〒	
拠 点 の 名 称	(例：○○○○○拠点)		
申 請 施 設 の 名 称	(例：○○教育センター、練習船○○丸 等)		
申 請 施 設 の 種 類	1. 留学生支援施設 2. 練習船 3. 演習林等 4. 農場 5. 臨海・臨湖実験所 6. 水産実験所 ※該当する申請に○を付けて下さい		
申請組織の代表者 (申請施設の運営について権限 を有する者)	フリガナ		所属部署
	氏 名		
	役 職 名		
	所 在 地	〒	
	T E L		F A X
E-mail			
1. 教育関係共同利用拠点の全体概要（告示第二条第一号及び第三条第一号関係）			
(1) 共同利用拠点としての認定を受ける趣旨及び必要性			
※ 申請施設の目的、役割、認定後の施設の利用計画、見込まれる教育効果、大学間連携への貢献等について記載して下さい。			
※ これまで共同利用の実績がある施設については、どのような利用実績や教育効果があったのか、大学間連携への貢献などの具体的な実績も記載した上で、今後の上記取組内容等を記載して下さい。利用実績については「申請施設におけるこれまでの主な利用実績【別紙1】」に追記して下さい。			
<記載上の留意点>			
申請施設の種類に応じ、以下の点に留意して下さい。			
【1. 日本語教育センターの場合】			
以下の点を記載して下さい。			
<ul style="list-style-type: none"> ・多様な出身国の留学生が利用可能か。 ・カリキュラム、シラバス、成績評価基準等が整備され体系的な教育が行われているか。 			
【2. 練習船、演習林等、農場、臨海・臨湖実験所及び水産実験所の場合】			
<ul style="list-style-type: none"> ・原則として単位認定を伴う、教育課程上の実習を提供することが目的となっているかについて記載して下さい。なお、当該施設を用いた実習を授業科目の一部分として実施し、単位認定を伴う場合も含まれます。 			

・該当する授業科目のシラバスや単位互換に関する協定などを別紙で添付して下さい。

2. 申請施設の概要（告示第二条第二号及び第三条第二号、第三号関係）

※ 申請施設におけるこれまでの主な利用実績【別紙1】

（新設される施設においては記入不要）

※ 申請施設の組織、人員、経費等

※ 「学則その他大学の内規等で申請施設の設置を規定しているものの写し」、及び「概要の分かる資料（パンフレット等）」を添付して下さい。ただし、新設される拠点で学則等の規程が未整備の場合、今後整備する学内規定における位置付けや、設置計画の概要等、内容の分かるものを提出して下さい。

※ 運営上の責任体制に関する部分については、傍線を引くなどして明示するようにして下さい。

※ 経費に関する資料として、以下についても提出して下さい。

① 申請施設の運営に関する経費の概要がわかるもの

② 利用にあたって費用徴収を行う場合、利用料金がわかる資料

人員（令和2年5月1日現在）

教授	准教授	講師	助教	助手	小計	技術職員	事務職員	合計
()	()	()	()	()	()	()	()	()

（注）上段には専任の職員数を記入し、下段には兼担職員や非常勤職員等の人数を、（ ）書き、外数で記入して下さい。

※ 今後、拠点化にあたり学内措置等により人員の拡充等を予定している場合は、その旨を記入して下さい。

3. 教育関係共同利用の状況

（1）運営委員会の状況

設置規則及び委員名簿を別途添付して下さい（告示第二条第三号及び第三条第四号関係）

＜記載上の留意点＞

申請施設の種類に応じ、委員構成についての考え方を説明してください。

（2）教育関係共同利用の公募方法（告示第二条第四号及び第三条第五号関係）

※共同利用拠点を利用する大学に関する公募・決定の方法について記載して下さい

＜記載上の留意点＞

申請施設の種類に応じ、以下の点を記載して下さい。

【1. 日本語教育センターの場合】

・他大学の留学生が広く対象となり、利用に当たって不利になることはないか。

【2. 練習船、演習林等、農場、臨海・臨湖実験所及び水産実験所の場合】

・他大学の学生も同等・同質の条件で利用できることとなっているか。

（3）教育関係共同利用に供する施設、設備及び資料等の状況

（告示第二条第五号及び第三条第六号関係）

※ 共同利用に供する施設、設備及び資料等の状況【別紙2】

<記載上の留意点>

申請施設の種類に応じ、以下の点を記載して下さい。

- ・施設・設備及び資料等がどの程度必要であるか。また、それに対してどの程度の施設・設備及び資料等が整備されているか。(今後の整備計画も含む)

(4) 共同利用する大学や利用者に対する支援体制 (告示第二条第六号及び第三条第七号関係)

<記載上の留意点>

申請施設の種類に応じ、以下の点を記載して下さい。

【1. 日本語教育センターの場合】

- ・同センターで教育する留学生数に応じた職員数が確保されているか。
- ・既に拠点認定されている施設との連携した取組を進める体制等がとられているか。

【2. 練習船の場合】

- ・単独航海・混乗(※)のいずれの形態をとっても差し支えないが、原則として練習船を保有する大学等(以下「保有大学」という)の練習船の乗組員等が、船上での教育を行うこととなっているか。
※ 単独航海とは、他大学の学生のみが航海することを、混乗とは、保有大学の学生と一緒に他大学の学生が航海することをいう。
- ・他大学の学生を受け入れる適切な職員体制がとられているか。

【3. 演習林等、農場、臨海・臨湖実験所及び水産実験所の場合】

- ・保有大学以外の学生のみが単独で利用する形態、保有大学の学生と一緒に他大学の学生が利用する形態のいずれをとっても差し支えないが、原則として実習における教育は保有大学の教員等が行うこととなっているか。
- ・他大学の学生を受け入れる適切な職員体制がとられているか。
- ・著しく不便な地域に位置する場合には、当該施設までの交通手段が確保できるか。

(5) 教育関係共同利用に関する情報提供・情報発信 (告示第二条第七号及び第三条第八号関係)

※ 教育関係共同利用に関する外部への情報提供の内容・方法について記載して下さい。

(6) 単年度又は複数年度の教育関係共同利用への利用見込み大学、利用見込み者数等

(告示第二条第八号及び第三条第九号関係)

<記載上の留意点>

申請施設の種類に応じ、以下の点を記載して下さい。

【1. 日本語教育センターの場合】

- ・自大学以外の留学生の利用がどの程度見込まれるか。また、その根拠はどうか。

【2. 練習船の場合】

- ・利用見込み大学及び他大学の共同利用見込み者数のほか、「年間運航可能日数」、「共同利用使用可能日数」及び「共同利用日数」がどの程度見込まれるか。また、その根拠はどうか。

【3. 演習林等、農場、臨海・臨湖実験所及び水産実験所の場合】

- ・利用見込み大学、他大学の共同利用見込み者数及び共同利用見込み日数がどの程度見込まれるか。また、その根拠はどうか。

4. その他（告示第二条第一号から第八号及び第三条第九号関係）

拠点認定の継続を希望する施設のみ記載して下さい。

※ 前回の拠点施設認定時の通知に記載された「特記事項」とそれに対する本申請時までの「取組内容」を記載して下さい。

事務担当責任者	フリガナ		所属部署	
	氏名		役職名	
	所在地	〒		
	T E L		F A X	
E-mail				

【別紙1】

申請施設におけるこれまでの主な利用実績
(平成〇〇年度～令和〇〇年度)

〇〇〇大学〇〇〇〇〇 (申請施設名)

利用実績の概要

※利用実績の条件ごとに、約100字程度で説明してください。

※ 過去3年度分(平成29年度～令和元年度)、再認定は認定期間中の主な利用実績を記入すること。その際、公募通知の記載を踏まえた利用実績がわかるよう留意するとともに、共同利用以外の通常の利用についても状況がわかるように留意すること。

※ 新設される施設については、記入は不要です。

【別紙2】

共同利用に供する施設、設備及び資料等の状況

○○○大学○○○○○ (申請施設名)

- ※ 現在共同利用者が利用することが可能な設備・資料等について記入すること。
- ※ 新設される設備については、予定を記入すること。

施設、設備及び資料等名	概 要
	※施設、設備、資料(○○文献データベース等)等ごとに、約50字程度で説明
※ 1. 日本語教育センターの場合、開設クラス数、最大受講者数、他大学からの受入れ可能な受講者数等、事業規模が分かるように記載して下さい。	
※ 2. 演習林等、農場、臨海・臨湖実験所及び水産実験所の場合、宿泊施設など、男女別の利用可能数(浴室・トイレなどの整備状況含む)や安全管理上の施設・設備の整備状況が分かるように記載して下さい。	
※ 3. 専門性が高い施設、設備等については、その内容が具体的に分かるように写真等を付すなど、概要及びその用途が分かり易くなるよう記載して下さい。	

教育関係共同利用拠点（大学の職員の組織的な研修等の実施機関）

申請書

大 学 名			
申 請 者	学 長 名		
	本部所在地	〒	
拠 点 の 名 称	(例：○○○○○拠点)		
申 請 施 設 の 名 称	(例：○○教育センター等)		
申 請 施 設 の 種 類	大学の職員（教員を含む。以下同じ。）の組織的な研修等の実施機関		
・申請組織の代表者 (申請施設の運営について権限を有する者)	フリガナ		所 属 部 署
	氏 名		
	役 職 名		
	所 在 地	〒	
	T E L		F A X
E - m a i l			
1. 教育関係共同利用拠点の全体概要（告示第二条第一号及び第三条第一号関係）			
(1) 共同利用拠点としての認定を受ける趣旨及び必要性 ※ 以下のフォーマットに沿って記載してください。			
1. 取組の区分（該当する取組に○を記載してください）			
a. FDを実施			
b. SDを実施			
c. FD及びSDを実施			
2. 取組の内容（実施する取組の区分に応じて記載してください）			
1. で a. 又は c. と回答した場合			
取組内容	実施する取組 に○を記載	その取組が必要とされる理由 ※根拠やデータに基づいて記載してください	
教員として必須の基礎的・共通的なことに関する内容			
キャリア段階別に必要な内容			
学問分野別に関する内容			
教育プログラムの領域別に必要な内容			
大学院生へのプレFDに関する内容			
その他（○○○に関する内容）			

1. で b. 又は c. と回答した場合

取組内容	○を記載	その取組が必要とされる理由 ※根据やデータに基づいて記載してください
職員として必須の基礎的・共通的なことに関する内容		
キャリア段階別に必要な内容		
専門的職員の分野別に関する内容		
その他（○○○に関する内容）		

3. 具体的な取組、取組の成果（実施する取組の区分に応じて記載してください）

1. で a. 又は c. と回答した場合

取組内容	<p>①左記取組の具体的な内容、②取組の成果等について記載</p> <p>※①、②については、これまでの利用実績と今後の取組を分けて記載してください。</p> <p>※文部科学省調査「平成 29 年度大学における教育内容等の改革状況について」の調査結果（https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/dai_gaku/04052801/1417336_00005.htm）を参照いただき、回答の割合が比較的低い項目や、回答の割合は比較的高いが、内容の充実をさらにはかるべきとお考えの項目等、各大学において大学教育の改革を加速させるために必要と考えられる取組を具体的に記載してください。</p> <p>※企業等での実務経験を有する教員が対象として想定されている場合は、取組内容を具体的に記載してください。</p> <p>※これまでの利用実績の概要（記載例：平成 29 年度セミナー（4 回開催）参加者 100 名）については、「申請施設におけるこれまでの主な利用実績【別紙 1】」に記載してください。</p>
教員として必須の基礎的・共通的なことに関する内容	
キャリア段階別に必要な内容	
学問分野別に関する内容	
教育プログラムの領域別に必要な内容	
大学院生へのプレ FDI に関する内容	
その他（○○○に関する内容）	

1. で b. 又は c. と回答した場合

取組内容	<p>①左記取組の具体的な内容、②取組の成果等について記載</p> <p>※①、②については、これまでの利用実績と今後の取組を分けて記載してください。</p> <p>※文部科学省調査「平成 29 年度大学における教育内容等の改革状況について」の調査結果（https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/dai_gaku/04052801/1417336_00005.htm）を参照いただき、回答の割合が比較的低い項目や、回答の割合は比較的高いが、内容の充実をさらにはかるべきとお考えの項目等、各大学において大学教育の改革を加速させるために必要と考えられる取組を具体的に記載してください。</p> <p>※これまでの利用実績の概要（記載例：平成 29 年度セミナー（4 回開催）参加者 100 名）については、「申請施設におけるこれまでの主な利用実績【別紙 1】」に記載してください。</p>
------	---

職員として必須の基礎的・共通的なことに関する内容	
キャリア段階別に必要な内容	
専門的職員の分野別に関する内容	
その他（○○○に関する内容）	

2. 申請施設の概要（告示第二条第二号及び第三条第二号、第三号関係）

- ※ 申請施設におけるこれまでの主な利用実績【別紙1】
- ※ 申請施設の組織、人員、経費等
- ※ 「学則その他大学の内規等で申請施設の設置を規定しているものの写し」、及び「概要の分かる資料（パンフレット等）」を添付して下さい。ただし、新設される拠点で学則等の規程が未整備の場合、今後整備する学内規定における位置付けや、設置計画の概要等、内容の分かるものを提出して下さい。
- ※ 運営上の責任体制に関する部分については、傍線を引くなどして明示するようにして下さい。
- ※ 経費に関する資料として、以下についても提出して下さい。
 - ① 申請施設の運営に関する経費の概要がわかるもの
 - ② 利用にあたって費用徴収を行う場合、利用料金がわかる資料

人員（令和2年5月1日現在）

教授	准教授	講師	助教	助手	小計	技術職員	事務職員	合計
()	()	()	()	()	()	()	()	()

（注）上段には専任の職員数を記入し、下段には兼担職員や非常勤職員等の人数を、（ ）書き、外数で記入して下さい。

※ 今後、拠点化にあたり学内措置等により人員の拡充等を予定している場合は、その旨を記入して下さい。

3. 教育関係共同利用の状況

（1）運営委員会の状況

設置規則及び委員名簿を別途添付して下さい（告示第二条第三号及び第三条第四号関係）

＜記載上の留意点＞

申請施設の種類に応じ、委員構成についての考え方を説明してください。

（2）教育関係共同利用の公募方法（告示第二条第四号及び第三条第五号関係）

※共同利用拠点を利用する大学に関する公募・決定の方法について記載して下さい

（3）教育関係共同利用に供する施設、設備及び資料等の状況

（告示第二条第五号及び第三条第六号関係）

※ 共同利用に供する施設、設備及び資料等の状況【別紙2】

＜記載上の留意点＞

以下の点を記載して下さい。

・施設・設備及び資料等がどの程度必要であるか。また、それに対してどの程度の施設・設備及び資料等が整備されているか。(今後の整備計画も含む)

(4) 共同利用する大学や利用者に対する支援体制(告示第二条第六号及び第三条第七号関係)

<記載上の留意点>

以下の点を記載して下さい。

- ・FD又はSDに関する講師やコンサルタント、コーディネーター等の経験を持ち、専門性を備えた専任の担当者が配置されているか。
- ・FD又はSDに関する調査研究や情報収集等を通じ、職員や研修等担当者等からの相談に適切な対応が可能な体制がとられているか。
- ・成功または課題を残したFD・SDの事例など各大学が真に役立つ、様々な事例を収集し、提供できる体制がとられているか。
- ・他大学からの要請に応じた講師の派遣が可能であるか。
- ・自大学・他大学においてFD・SDの取組の積極的な普及が可能であるか。
- ・FDの取組を行う機関の場合、教育評価の手法・ツールの開発等、各大学においてFDを普及・定着させる観点から必要と考えられる取組を行うことが可能であるか。

(5) 教育関係共同利用に関する情報提供・情報発信(告示第二条第七号及び第三条第八号関係)

※ 教育関係共同利用に関する外部への情報提供の内容・方法について記載して下さい。

(6) 単年度又は複数年度の教育関係共同利用の計画、共同利用への利用見込み大学、利用見込み者数等

(告示第二条第八号及び第三条第九号関係)

※ フォーマットに沿って記載してください。

計画内容	共同利用への利用見込み大学数	利用見込み者数
記載例:シンポジウム、研修等	記載例:国立○大学、私立○大学	記載例:○○地域からの利用を想定、国立大から○人、私立大から○人

4. その他(告示第二条第一号から第八号及び第三条第九号関係)

拠点認定の継続を希望する施設のみ記載して下さい。

※ 前回の拠点施設認定時の通知に記載された「特記事項」とそれに対する本申請時までの「取組内容」を記載して下さい。

事務担当責任者 ※責任学の窓口として、確実に連絡がとれる方を記載してください。	フリガナ		所属部署	
	氏名		役職名	
	所在地	〒		
	T E L		F A X	
E-mail				

【別紙1】

申請施設におけるこれまでの主な利用実績
(平成〇〇年度～令和〇〇年度)

〇〇〇大学〇〇〇〇〇（申請施設名）

利用実績の概要

※利用実績の案件ごとに、約100字程度で説明してください。

(記載例:

平成29年度の利用実績について

FDer養成のためのセミナー10回開催、参加者数合計200名(内訳:学内70名、学外130名)

SDに関するシンポジウム1回開催、参加者数300名(内訳:学内100名、学外200名)

講師派遣依頼数 25回)

※ 新規申請は過去3年度分(平成29年度～令和元年度)、再認定は認定期間中の主な利用実績について、記入すること。その際、公募通知の記載を踏まえた利用実績がわかるよう留意するとともに、共同利用以外の通常の利用についても状況がわかるように留意すること。

【別紙2】

共同利用に供する施設、設備及び資料等の状況

〇〇〇大学〇〇〇〇〇（申請施設名）

- ※ 現在共同利用者が利用利用することができる可能な設備・資料等について記入すること。
- ※ 新設される設備については、予定を記入すること。

施設、設備及び資料等名	概要
	※施設、設備、資料(〇〇文献データベース等)等ごとに、約50字程度で説明
※ 専門性が高い施設、設備等については、その内容が具体的に分かるように写真等を付すなど、概要及びその用途 が分かり易くなるよう記載して下さい。	

教育関係共同利用拠点制度 Q&A

【制度関係】

- Q. 教育関係共同利用拠点制度の創設の趣旨は何か。
- A. 多様化する社会と学生のニーズに応えつつ、質の高い高等教育を提供していくために、各大学の有する人的・物的資源の共同利用等を推進することで、国公私を通じた多様かつ高度な教育を展開していく大学の取組を支援することです。
- Q. 共同利用・共同研究拠点制度との違いは何か。
- A. 大学が持つ教育研究の機能のうち、教育面に着目し、大学教育の充実に特に資するものを対象としています。教育を主とする施設は、共同利用・共同研究拠点を認定する制度の趣旨にないものもあると考えられ、今回、教育関係共同利用拠点の新たな制度の創設により、教育面からの共同利用等を推進することで、資源の有効な活用を図ることが可能となります。
- Q. 施設が教育関係共同利用拠点に認定された場合、当該施設がこれまで果たしてきた役割等が変更になるのか。
- A. これまでも各大学において、大学間連携等により教育施設の共同利用等の取組が行われてきたところです。
- 今回の教育関係共同利用制度は、学校教育法施行規則及び教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程に基づき、当該施設が大学教育の充実に特に資するときは、文部科学大臣の認定を受けることができるというものです。
- なお、本制度の創設により、大臣認定を受ける要件に合致しない大学独自の共同利用等の取組を推進することを妨げるものではありません。

【申請関係】

- Q. 事前相談を行わずに申請することはできないのか。
- A. 事前相談については、制度の疑問点の解決や事前確認による提出書類等の抜けを防ぐ観点から、全ての申請に対して行っていただくこととしています。
- Q. 事前相談は、必ず文部科学省に訪問して行わなければならないのか。
- A. これまでトラブルや行き違いを防ぐ観点から、直接対面しての相談をお願いしていましたが、本年度の申請については、新型コロナウィルス対策の観点から、メール・電話・Webミーティング等の手法でも事前相談を行うことができるよう公募要領を改訂しました。
- どういった手法で事前相談が可能か、担当部局との訪問日程等を調整する過程で併せて調整することとなります。
- Q. 拠点の申請に当たり、施設の規模等の制限はあるのか。
- A. 施設の種類等によって異なりますが、複数の大学間で、共同で当該教育施設を利用するという趣旨から、安定的・継続的に取組を推進する運営体制（例：専任教員・

技術職員・事務職員等の配置、学内の予算配分等)が構築できるかなど、大学として事前に十分検討していただくことが必要です。

また、上記の観点から、対象となる施設の種類等ごとに、定量的な規模を申請の条件として付加する場合があります。その際は、募集に当たっての種類等ごとの留意事項に明示しますので、参照して下さい。

Q. 一大学から複数の拠点を申請することは可能か。

A. 異なる種類の拠点(例えば練習船と留学生関連施設)の申請については、一大学からの複数申請が可能です。

留学生関連施設のうち、「宿舎機能」と「日本語教育機能」、及び、「臨海・臨湖実験所」と「水産実験所」は異なる種類として整理します。

なお、今後新たな拠点の種類が追加された場合は、その機能に応じて判断します。

Q. ○○センターの一部として練習船とその他の施設を持つような場合、どの単位で申請を行うこととなるのか。

A. 例えば、「水産・農学教育センター」等の名称で、施設の一部として練習船と農場が含まれる場合、それぞれの機能の違いを鑑み、公募対象となる施設の種類ごとに申請くださるようお願いします。

Q. 既に共同利用・共同研究拠点として認定を受けている拠点を教育関係共同利用拠点としても申請することは可能か。

A. 共同利用・共同研究拠点制度及び教育関係共同利用制度は、共に、研究若しくは教育の共同利用施設としての認定の基準に合致していることが必要です。なお、個別の状況により判断することとなります。御希望のある際には、大学振興課までお問い合わせ下さい。

Q. 共同利用の実績がない施設が拠点となることは可能か。

A. 教育関係共同利用拠点は、申請施設の種類等に応じ相当数の大学の利用が見込まれることが要件となっており、実績がない場合は、直ちに拠点となり得る可能性は低いものと考えられます。

拠点となり得る場合の例としては、新規建設の場合等が考えられますが、その場合は将来的な共同利用の計画を提出し、十分な見通しを説明していただくことが必要になります。詳細については、大学振興課までお問合せください。

Q. 認定後に申請内容を変更することは可能か。

A. 認定の際には申請に基づいて審査を行うため、大幅な申請内容の変更がある場合、再度申請を行っていただく必要があります。ただし、軽微な変更ややむを得ない計画の変更については、大学振興課までお問い合わせ下さい。

Q. 同じ施設の種類で全国に複数の拠点が存在することは可能か。

A. 同じ施設の種類においても、例えば地域性や役割の違い等の特性に鑑み、複数の

拠点の認定が可能と考えます。ただし、それぞれの拠点の役割が明確であるか等、審査時点において必要な確認をすることとなります。詳細については、大学振興課までお問い合わせ下さい。

Q. 共同利用・共同研究拠点制度においては、ネットワーク型の共同利用・共同研究拠点があるが、教育関係共同利用拠点制度でも同様のスキームを設けることを想定しているのか。

A. 共同利用・共同研究拠点制度におけるネットワーク型拠点については、「共同研究」に基づく考え方であるため、直ちに同様の仕組みを教育関係共同利用拠点で認定することは想定しておりませんが、例えば、教育施設の連携により全国的なネットワークを構築した場合等は、複数の大学にまたがる拠点を、一つの運営委員会を置くネットワーク型拠点として認定することが考えられます。詳細については、大学振興課までお問い合わせ下さい。

Q. 次年度以降のスケジュールについて

A. 次年度以降の認定については、決定次第お知らせいたします。

【有効期間関係】

Q. 教育関係共同利用拠点の有効期間について

A. 教育関係共同利用拠点については、継続性をもった教育活動を可能とする期間を認定期間とする必要があると考えています。施設の老朽化や教育体制の変更等が考えられることを踏まえ、有効期間については、最大5年間のうち、認定審査を踏まえ決定します。

なお、有効期間終了後も認定の継続を希望する場合には、再度申請が必要です。

また、認定期間内に認定拠点に変更が生じた場合は、必ず大学振興課まで御相談下さい。

【その他】

Q. 教育関係共同利用拠点の活動にあたって利用料金を徴収しても問題ないか。

A. 継続性をもって教育活動を実施する観点からも、利用者等から利用料金を徴収することは差し支えありません。なお、活動の規模を踏まえた適切な利用料金の設定となるようご留意ください。

Q. 事前相談等の窓口はどこになるのか。

A. 以下のとおりです。

【本件に関するお問合せ先】 電話番号：03-5253-4111

事項	担当部局	内線	E-mail
制度全般、認定スケジュール	高等教育局 大学振興課	2492	daikaika@mext.go.jp
留学生関連施設について	高等教育局 学生・留学生課	3028	ryuugaku@mext.go.jp

大学の職員の組織的な研修等の実施機 関について	高等教育局 大学振興課	2492	daikaika@mext.go.jp
練習船、演習林等、農場、臨海・臨湖 実験所及び水産実験所について	高等教育局 教育振興係	3058	senmon@mext.go.jp

教育関係共同利用拠点制度について

《制度の趣旨》

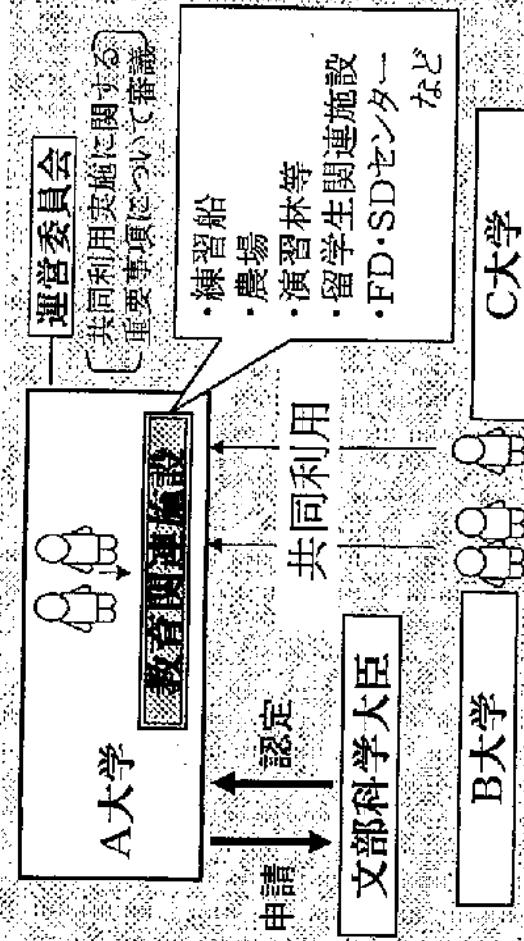
多様化する社会と学生のニーズに応えるべく、各大学において、それぞれの教育理念に基づいて機能別分化を図り、個性化・特色化を進めながら教育研究活動を展開していくことが重要。質の高い教育を提供していくためには、個々の大学の取組だけではなく、他大学との連携を強化し、各大学の有する人的・物的資源の共同利用等の有効活用を推進することにより、大学教育全体として多様かつ高度な教育を展開していくことが必要不可欠。

大学の教育関連施設の共同利用の促進を図るために制度を創設し、「教育関係共同利用拠点」。

21年9月より施行*)、大学間連携を図る取組を一層推進。
*「学校教育法施行規則(第143条の2)」、「教育関係共同利用拠点等に関する規程」
(学術研究分野については、平成20年に「共同利用・共同研究拠点」を既に制度化)

《制度の概要》

大学における教育に係る施設で、当該施設が大学教育の充実に特に資するものについて、大学から申請を受けた後、審査の上で、文部科学大臣が教育関係共同利用拠点として認定。大学は認定を受けた施設を他の大学の利用に供することができる。



【認定基準】

- 学生に対する教育、学生の修学等の支援、教育内容及び方法の改善等に係る機能を有する施設で、大学教育の充実に特に資すると認められるものであること
- 共同利用実施に関する重要な事項について審議する委員会を置くこと
- 利用する大学を広く募集するものであること
- 相当数の大学の利用が見込まれること
- 共同利用拠点に関する情報提供を広く行うものであること
- 共同利用に必要な設備・資料等を備えていることなど

